

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がと日、
の翌日)

目 次

- ◇告 示 保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)
開発行為に関する工事の完了(都市計画課)
- ◇公安告示 暴力追放運動推進センターの指定(捜査二課)
暴力追放運動推進センターの相談事業の開始(〃)
- ◇公 告 クリーニング師試験の実施(衛生課)
- ◇雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(商工指導課)
- ◇正 誤 平成三年八月鳥取県告示第六百六十号中訂正
平成三年十一月鳥取県告示第八百号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字大谷字日比野山二一七四の一

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

河川管理施設用地とするため

鳥取県告示第七百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市和田町字東灘北三一四五の二、三一四六の二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第七百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年九月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成三年八月七日 鳥取県指令受都計三一―二第二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字中村下一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市河崎一七五三

スカイ電子工業株式会社

代表取締役 古都佳明

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十四号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第一項の規定に基づき、次に掲げる者を鳥取県暴力追放運動推進センターとして指定したので、暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則第七号）第二条の規定により告示する。

平成四年九月四日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 名称 財団法人暴力追放鳥取県民会議

二 住所 鳥取市本町三丁目一〇二番地

三 代表者の氏名 米原正博

四 暴力追放事業を行う事務所の名称 財団法人暴力追放鳥取県民会議

五 暴力追放事業を行う事務所の所在地 鳥取市本町三丁目一〇二番地

六 指定を行った年月日 平成四年九月二日

鳥取県公安委員会告示第八十五号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成三年国家公安委員会規則

第七号) 第八条第一項の規定に基づき、財団法人暴力追放鳥取県民会議から次のとおり相談事業を開始する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年九月四日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

一 開始しようとする相談事業の種別

- 1 暴力団員による不当な行為に関する相談事業
 - 2 少年に対する暴力団の影響を排除するための相談事業
 - 3 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための相談事業
- 二 開始しようとする年月日 平成四年九月二日

公 告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成4年9月4日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学科試験	平成4年10月23日(金) 午前10時から正午まで	鳥取市南古方一丁目71-3 鳥取県理容美容高等専修学校
実地試験	平成4年10月23日(金) 午後1時から	

2 受験資格を有する者

学校教育法(昭和22年法律第26号)第47条に規定する者(クリーニング業法の一部を改正する法律(昭和30年法律第154号)附則第5項の規定により学校教育法第47条に規定する者とみなされる者を含む。)

3 試験科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識

(2) 実地試験

- ア 洗濯物の処理に関する知識(薬品の鑑別及び洗濯物の仕分け)
 - イ 洗濯物の処理に関する技能(染み抜き及びアイロン仕上げ)
- 4 受験手続

(1) 提出書類(提出部数 2部)

- ア 受験願書
- イ 履歴書
- ウ 写真(手札形で、出願前6月以内に正面脱帽で写したものである。なお、裏面に氏名及び生年月日を記入すること。)

エ 受験資格を有することを証明する書類
(2) 受験願書の提出先

- ア 鳥取県内に住所を有する者 その住所地を管轄する保健所
- イ 鳥取県外に住所を有する者 鳥取県衛生環境部衛生課（郵便番号 680 鳥取市東町一丁目220）
- (3) 受験願書の提出期間

平成4年10月2日（金）から同月8日（木）まで（郵送の場合は、平成4年10月8日（木）までの消印があるもの限り、有効とする。この場合、普通書留とすること。）

5 試験手数料及びその納付方法

- (1) 試験手数料 7,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印をしないこと。なお、納付した手数料は、返還しない。

6 試験会場に持参するもの

- (1) 学科試験 受験通知書及び筆記用具
- (2) 実地試験 アイロン仕上げのできる長さでのワイシャツ（綿の混入率が35パーセント以上のものに限る。）

7 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 試験について不明な点がある場合は、住所地を管轄する保健所又は鳥取県衛生環境部衛生課（電話0857-26-7247）に照会すること。ただし、文書によって照会する場合は、62円切手をはった返信用封筒を

同封すること。

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する同法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成4年9月18日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出していただきたい。

平成4年9月4日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 篤 篤

○法第9条第1項及び第2項の届出に係るもの

- (1) 届出者の名称及び住所
株式会社ソバタ
鳥取市湖山町三丁目303
- (2) 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
S-mart桜谷店
鳥取市正蓮寺109
- (3) 閉店時刻

午後 8 時

(4) 休業日数

年 1 日

正 誤

平成三年八月鳥取県告示第六百十六号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

二 下 七 二〇三九の四二 二〇三〇の四二

” ” 九 浅井荒神谷 字浅井荒神谷

平成三年十一月鳥取県告示第八百号(保安林の指定の解除予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 三

段 下

行 後ろから七

誤 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字坂ノ下タ五五
六次四

正 ・五五六次四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)